

聖籠町告示第二十四号

聖籠さわやかクリーンサポート事業実施要綱を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠さわやかクリーンサポート事業実施要綱

(目的)

第一条 この告示は、町内の団体がボランティアにより行う道路、公園・緑地その他の公共空間（以下「公共施設」という。）の美化活動を支援するさわやかクリーンサポート事業（以下「サポート事業」という。）を実施することにより、環境美化に対する町民の意識の高揚を図り、もって町民と行政との協働による環境美化活動を推進することを目的とする。

(対象団体)

第二条 サポート事業に参加できる団体は、三人以上で構成される団体で、集落、老人クラブ、学校のPTAその他町民で構成される団体又は町内の事業所、NPO（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）その他町内で活動する団体とする。

(活動対象区域)

第三条 サポート事業の対象となる活動区域は、次の各号に掲げるいずれかの区域とする。

一 町長が重点的活動区域としてあらかじめ指定した区域

二 サポート事業の参加を希望する団体が自ら申し出をした区域で、町長と協議して定めた区域

(活動内容)

第四条 サポート事業の対象となる活動内容は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 空き缶及び吸殻等の散乱ごみの収集並びに廃棄
- 二 除草
- 三 草花等の植栽・管理
- 四 道路等の破損、樹木の損傷、不法投棄等の情報の提供

五 その他必要な環境美化活動
(参加の申出)

第五条 サポート事業に参加を希望する団体の代表者は、聖籠さわやかクリーンサポート事業申出書(様式第一号。以下「申出書」という。)を町長に提出しなければならない。

(合意)

第六条 町長は、**申出書**の提出があつた**場合は**、第三条に掲げる区域のほか、参加を希望する団体と次に掲げる事項を協議する。

- 一 第四条各号に掲げる活動について、気象条件その他活動団体の責に帰さない事由により当該活動が困難な場合を除き、原則として一年間につき三回以上行うこと。

二 拾集したごみ等は、当該区域**であらかじめ定められた**収集日に集積所へ分別して搬出することを原則とすること。ただし、これにより難しい場合は、町長が別に指示する方法により廃棄すること。

三 前二号に掲げるほか、町長が必要と認めること。

2 前項の協議が整ったときは、聖籠さわやかクリーンサポート事業合意書(様式第二号。以下「合意書」という。)を参加を希望する団体(以下「活動団体」という。)と

取り交わすものとする。

3 合意書を取り交わした後、活動計画等の内容を変更する必要が生じた場合は、双方協議の上、再度合意書を取り交わすものとする。

4 合意書は、取り交わした日の属する年度の末日まで有効とする。ただし、第八条の規定による合意書の解除がない場合は、さらに一年間継続するものとし、以後も同様とする。

（町の支援）

第七条 町長は、活動団体からの申し出があり、必要と認められた場合は、当該団体の活動に対し、次に掲げる支援を行うことができる。

一 環境美化活動に必要な物品等の支給又は貸与

二 看板の設置

三 その他環境美化活動に必要な事項

2 活動団体のサポート事業への参加に起因する事故については、**聖籠町総合災害補償規程（平成十年聖籠町訓令第四号）に基づき、町が加入している全国町村会総合賠償補償保険の範囲内**で対応するものとする。

（合意書の解除）

第八条 町長は、活動団体が合意書の解除を申し出たとき、当該合意書の内容を履行していないと認められるとき、又は第九条各号に定める行為等を行ったとき又は活動団体としてふさわしくないと認められるときは、当該合意書を解除することができる。

2 活動団体が合意書に基づく活動を中止又は辞退しようとするときは、活動中止（辞退）届出書（様式第三号）を町長に提出しなければならない。

（活動団体の禁止行為）

第九条 活動団体は、第三条で定める活動区域において、次に掲げる行為等を行ってはならない。

- 一 公共の利益に反する行為
- 二 営利、政治及び宗教を目的とする活動
- 三 公共施設の機能に支障となる行為又は工作物の設置
- 四 近隣住民に迷惑となる行為
- 五 その他公序良俗に反する行為

（安全の確保）

第十条 活動団体は、活動を行う際には、自己の責任において作業を行い、法令を守り、事故等が発生しないよう安全に十分配慮するものとする。

2 中学生以下の者が参加する場合は、必ず保護者が付き添い、又は監督者を置かなければならない。

（報告書の提出）

第十一条 第六条の合意書を取り交わした活動団体は、毎年度、実施内容について、町長が定める日までに活動年間報告書（様式第四号）により町長に報告するものとする。

2 活動団体は活動中に事故が起こったときは、直ちに町長に連絡するとともに、遅滞なく事故報告書（様式第五号）を町長に提出するものとする。

（その他）

第十二条 この告示に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、町長及び活動団体が協議して定めるものとする

附 則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

様式第1号付表

名簿

No.	氏名	住所	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

聖籠町長 様

住所(所在地)
事業所・団体名
氏名(代表者)

(印)

活動中止(辞退)届出書

年 月 日付けで合意書を取り交わした次の活動を中止(辞退)したいので、聖籠さわやかクリーンサポート事業実施要綱第8条第2項の規定に基づき、届出します。

活動する公共施設の名称及び区域	<input type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 公園・緑地	<input type="checkbox"/> その他()
活動終了年月日	年 月 日		
中止(辞退)の理由			

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

聖籠町長 様

住所(所在地)
事業所・団体名
氏名(代表者) (印)

活動中止(辞退)届出書

年 月 日付けで合意書を取り交わした次の活動を中止(辞退)したいので、聖籠さわやかクリーンサポート事業実施要綱第8条第2項の規定に基づき、届出します。

活動する公共施設の名称及び区域	<input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 公園・緑地 <input type="checkbox"/> その他()
活動終了年月日	年 月 日
中止(辞退)の理由	

様式第2号(第6条関係)

聖籠さわやかクリーンサポート事業合意書

と聖籠町とは、聖籠さわやかクリーンサポート事業実施要綱第6条第2項の規定に基づき、下記の事項について合意したことを証するため、本書2通を作成し、各自その1通を保有する。

記

1 活動する公共施設の名称及び区域

.....
.....
.....

2 団体の活動内容

- (1) 空き缶及び吸殻等の散乱ごみの収集並びに廃棄
- (2) 除草
- (3) 草花等の植栽・管理
- (4) 道路等の破損、樹木の損傷、不法投棄等の情報の提供
- (5) その他必要な環境美化活動()

3 町の役割

- (1) 環境美化活動に必要な物品等の支給又は貸与
- (2) 補償保険の適用
- (3) 看板の設置
- (4) その他環境美化活動に必要な事項

4 その他

- (1) 拾集した散乱ごみ等は、当該区域の属する収集日に集積所へ分別して搬出することを原則とする。ただし、これにより難い場合は、町長の指示する方法により廃棄するものとする。
- (2) 団体は、毎年4月末日までに、前年度の活動年間報告書を提出する。

年 月 日

住所(所在地)
事業所・団体名
氏名(代表者) (印)

聖籠町大字諏訪山1635番地4
聖籠町長 (印)

様式第5号(第11条関係)

年 月 日

聖龍町長 様

住所(所在地)
事業所・団体名
氏名(代表者) (印)

事故報告書

活動中に事故が発生したので、聖龍さわやかクリーンサポート事業実施要綱第11条第2項の規定に基づき、報告します。

発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ころ
発生場所	※発生場所の地図を添付して下さい(住宅地図のコピー可)。
被害者	(団体加入者・団体以外) 住所 氏名 性別 男・女 年齢 歳 電話番号
被害の程度	
事故の概要	
団体の対応	
備考	

※ 事故現場を撮影した写真等があれば添付してください。

様式第4号(第11条関係)

年 月 日

聖龍町長 様

住所(所在地)
事業所・団体名
氏名(代表者) (印)

活動年間報告書

聖龍さわやかクリーンサポート事業実施要綱第11条第1項の規定に基づき、年度の活動内容を報告します。

活動する公共施設の名称及び区域	<input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 公園・緑地 <input type="checkbox"/> その他()			
活動状況	活動日	時間	参加人数	活動内容
	月 日	～		
	月 日	～		
	月 日	～		
	月 日	～		
	月 日	～		
	月 日	～		
	月 日	～		
	月 日	～		
	月 日	～		
	月 日	～		
延べ実施回数 回/延べ参加人数 人				